

## 白馬村観光振興のための財源確保に関する検討の趣旨と経過

令和 6 年 6 月  
白馬村役場 総務課

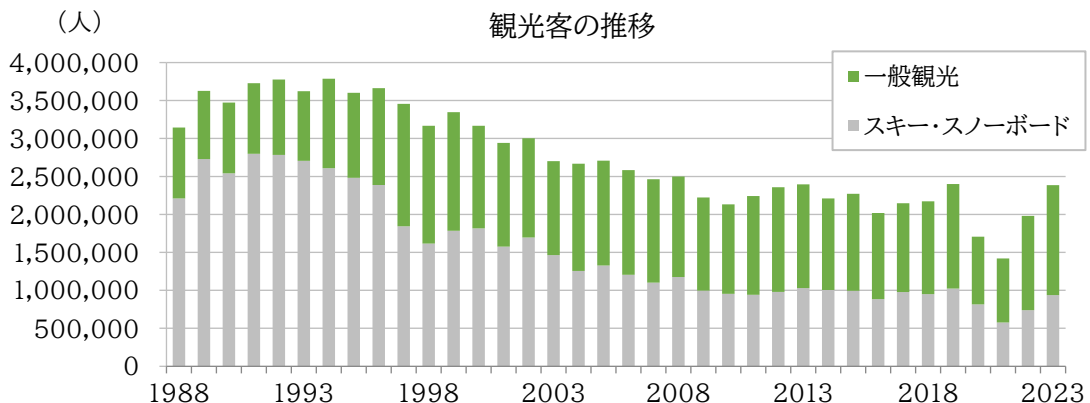
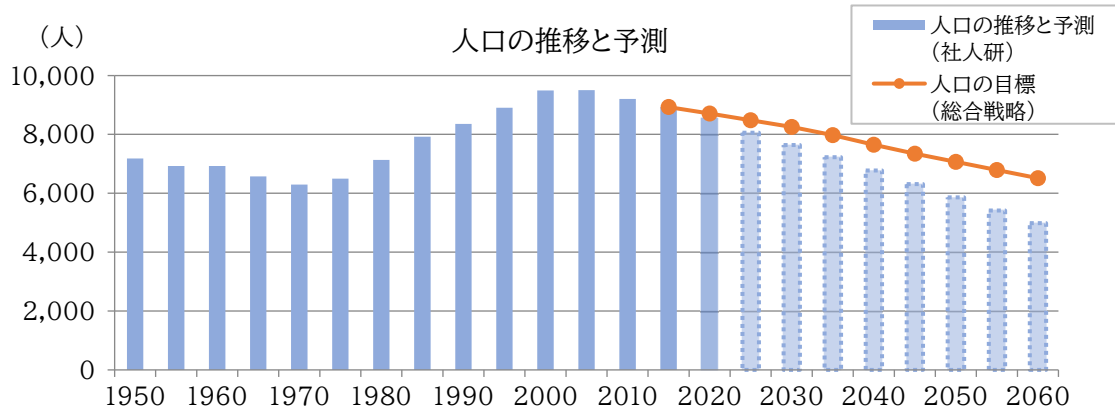
## 1. 地域の課題と検討の趣旨

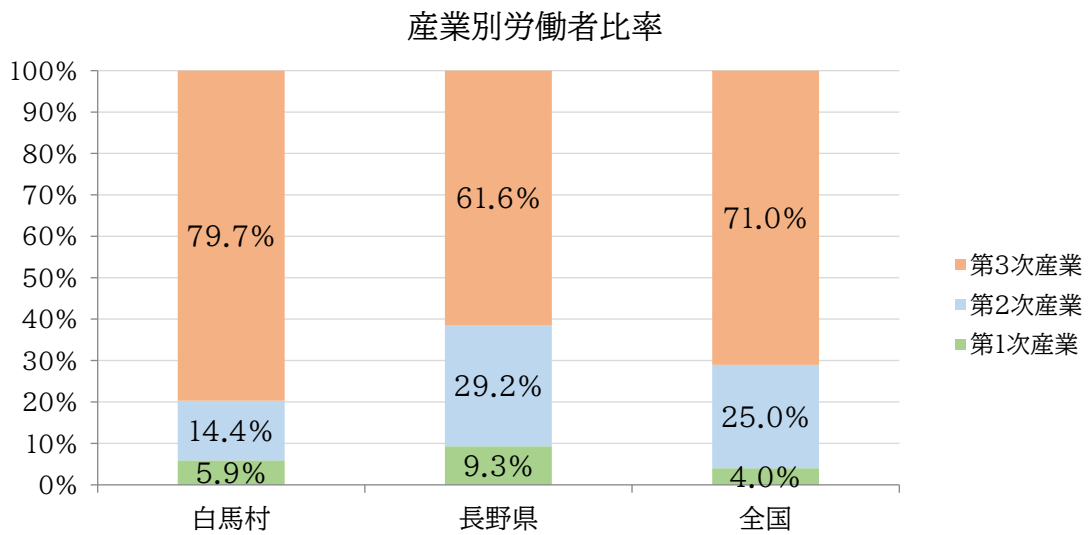
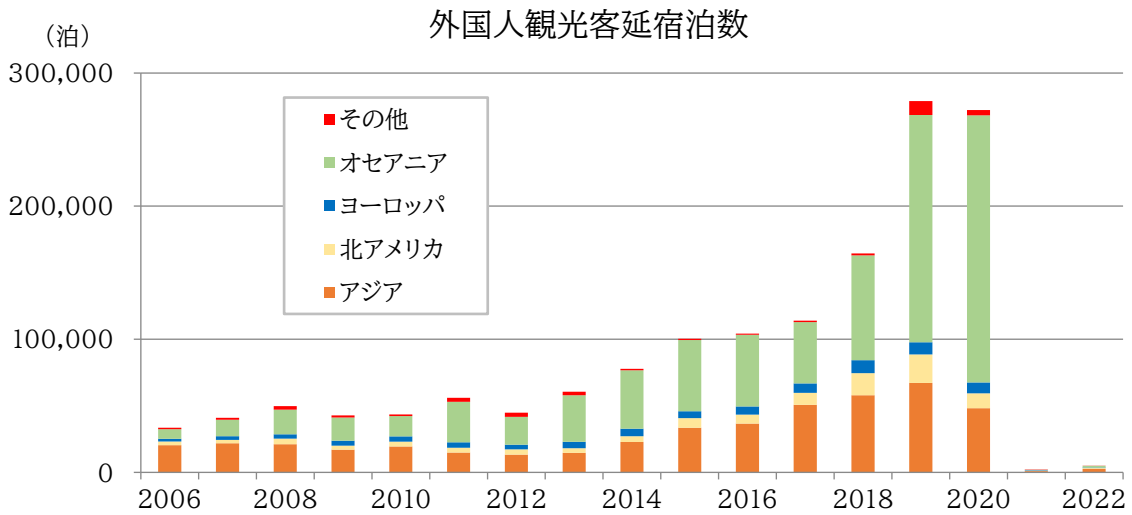
白馬村は民宿発祥の地であり、登山やスキーを中心に観光産業が発展し、1998 年冬季長野五輪をきっかけに世界にその名が知られるようになりました。長野五輪後の経済不況を乗り越え、冬季を中心に海外からも多くの観光客が訪れています。

一方で、道路や水道、ごみ処理等の社会的基盤施設は繁忙期の需要に応じて人口規模を上回る整備が求められ、五輪関連施設の運営や冬季の除雪、観光・スキー等関連団体への負担金など白馬村特有の支出も多く、一部の辺地を除いて全村的に過疎等の条件不利地域にも該当せず、限られた財源の中で観光振興や住民福祉の充実など幅広い分野で施策を推進していく必要があります。

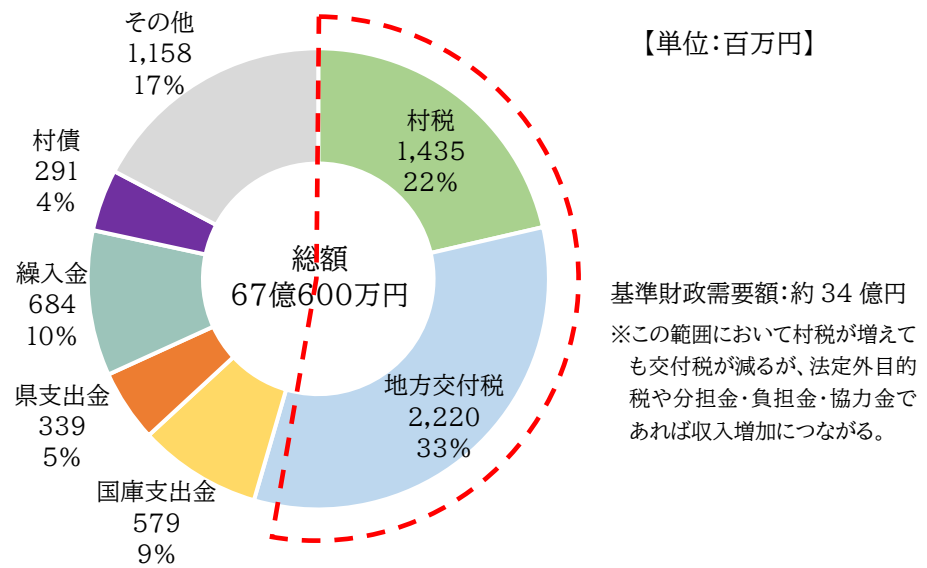
人口減少・少子高齢社会を迎える中で、白馬村が観光立村として生き残るためにも、官民を問わず観光施策への継続的な投資は必須であることから、平成 28 年 3 月に策定した「白馬村観光地経営計画」において、住む人も訪れる人も快適に過ごすことができる「世界水準の持続可能な通年型マウンテンリゾート」の実現に向けて、観光振興のための新規財源の検討を行う方針を定めました。

## &lt;参考&gt;



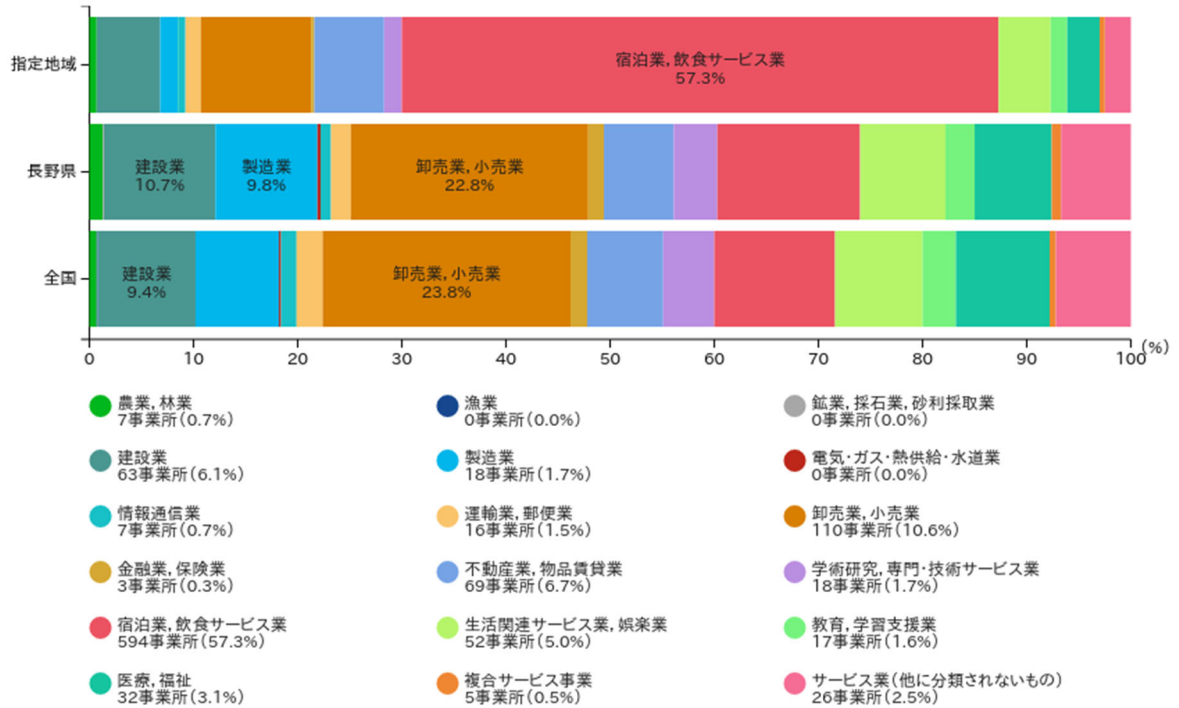


### 歳入の内訳(令和6年度予算)



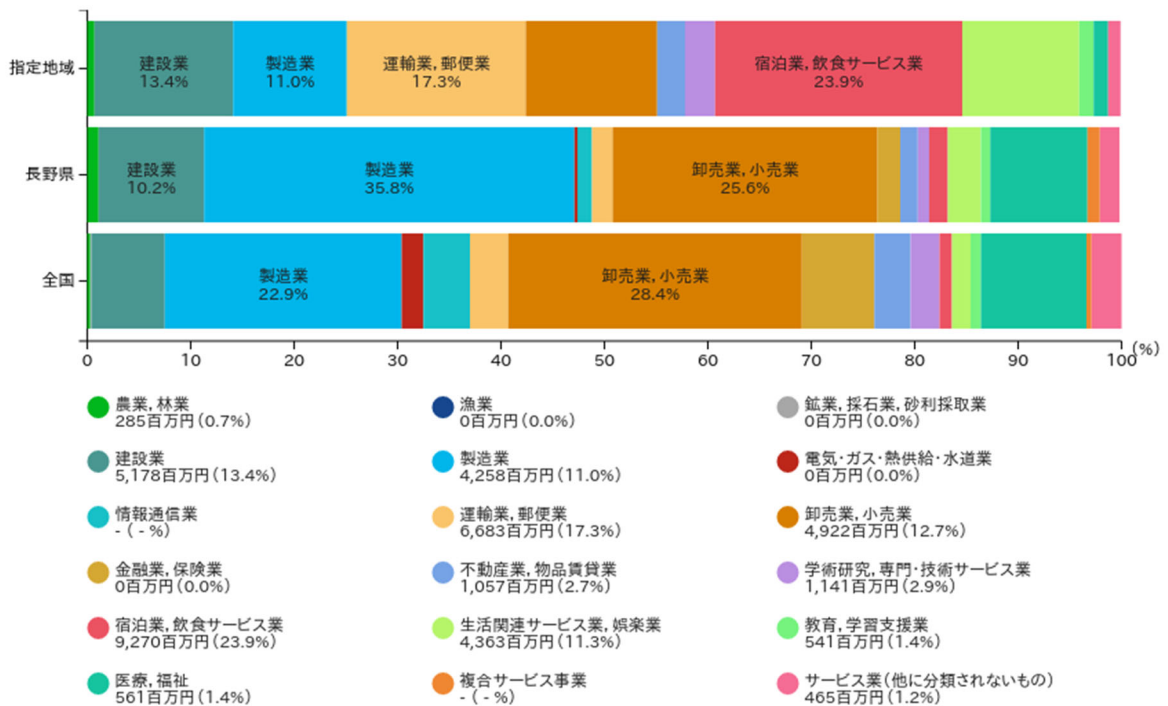
## 事業所数(事業所単位) 2021年

指定地域:長野県白馬村



## 売上高(企業単位) 2021年

指定地域:長野県白馬村



出典:RESAS(地域経済分析システム)産業構造

## 2. 検討経過

平成 28 年 3 月	白馬村観光地経営計画策定 (戦略の一つとして「観光振興のための財源確保」を明記)
平成 30 年 5 月～	白馬村観光振興のための財源確保検討委員会(全 6 回) (下部組織としてワーキンググループを3回開催)
平成 31 年 4 月	白馬村観光振興のための財源確保の在り方に関する報告書 ・観光財源は一般財源と切り分けて基金化する。 ・行政だけでなく官民一体となった組織で用途を決定する。 ・「白馬のみらい観光税(仮称)」として、宿泊・リフト・別荘等への課税、登山協力金、事業者負担金等を有力な選択肢とする。

### ～ コロナ禍 ～

コロナ禍前の検討において、用途や制度、公平性・徴収コスト等に対する意見が寄せられたことから、改めて検討委員会を設置して関係者を中心に議論することとした。

令和 5 年 10 月～	白馬村観光振興のための財源確保検討委員会(全 4 回) 長野県観光振興審議会 観光振興財源検討部会(全 5 回)
令和 6 年 1 月	白馬のみらい観光税の用途に関する基本方針及び用途審議組織についての提言(白馬村観光地経営会議)
令和 6 年 3 月	白馬村観光振興のための財源確保検討委員会 報告書
令和 6 年 3 月	長野県観光振興審議会 観光振興財源検討部会 報告書 ・旅行者が負担する法定外税として「宿泊」行為に対する課税については検討することが望ましい。 ・更なる財源確保の必要が生じる場合には「入山」や「入域」等を含めた対象・手法による財源確保策についても検討すべき。 ・市町村が独自に県と同趣旨の財源確保策を検討・導入することを否定しない。
令和 6 年 5 月 21 日	長野県が「県と市町村との協議の場」(第 27 回)において、新たな観光振興財源として、「宿泊」行為への課税に向けた具体的な検討を開始する考えを説明
令和 6 年 5 月 27 日	令和 6 年度第 1 回白馬村観光振興のための財源確保検討委員会において、3つの部会を設けて各財源を検討する方針を決定

### 3. 昨年度に示された提言・報告

- (1) 白馬のみらい観光税の用途に関する基本方針及び用途審議組織についての提言  
(令和6年1月 白馬村観光地経営会議)

- ・ 用途に関する基本方針

用途の範囲	優先すべきもの	用途の枠組み
白馬村観光地経営計画の範囲内	「世界水準の観光地」を目指すにあたり、今の白馬村にとって不足している部分を抽出し、効果が高いと考えられる事業に集中的に投資する	①【観光客の満足度の最大化】 観光客(=税等を払う人)の利便性・満足度向上に資する事業
		②【観光客の負の影響の最小化】 観光客が訪れることで生じる自然環境や住民生活へのマイナスの影響を抑えるための事業
		③ 税等の徴収・運用の仕組みづくり
		④ 課題抽出、事業の評価指標の設定や効果検証に必要な調査・計画事業
		⑤ 観光リスクマネジメント

- ・ 観光財源の用途審議組織

組織：観光地経営会議の機能を強化し、観光地経営計画の進捗管理や見直し等に加え、白馬のみらい観光税の用途を審議する組織として権限と責任を付与する。

プロセス：観光地経営会議の答申を受け、村が予算案を作成し議会に提案、最終的に議会が決定する流れとする。

構成委員：新たな観光地経営会議の委員は8～10名程度とする。観光関連事業者、DMO(観光局)、村、観光協会、商工会等で構成することを基本とする。

任期：委員の任期は、6年とし、再任を妨げないものとする。途切れなく機能することが求められるため、3年おきに半数を入れ替える。

評価検証：観光財源に関する「前年度の事業評価」及び「次年度の基金事業計画(案)の審議」を加え、年間4回程度の会議を開催する。事業評価については、「観光客の満足度の最大化」「観光客の負の影響の最小化」への貢献度を評価軸として、「費用対効果・実効性の高さ」を評価する。評価は2期(夏期・冬期)に分けて行い、必要に応じて専門家や地元のキーパーソンなどの第三者をオブザーバーとして招へいし、意見を聴く。

その他：事業の効果の「見える化」に努め、審議のプロセスはすべて公開する。

・ 運用の仕組み

① 白馬のみらい観光税の基金化

白馬のみらい観光税は、観光振興のためのみに使われなければならないことから、行政の一般財源とは明確に区分し、全額を基金化する。

② 観光地域づくり基金の予算化

基金の予算化にあたっては、観光地経営会議の答申を反映し、予算案を作成し、これを議会が審議・議決する。

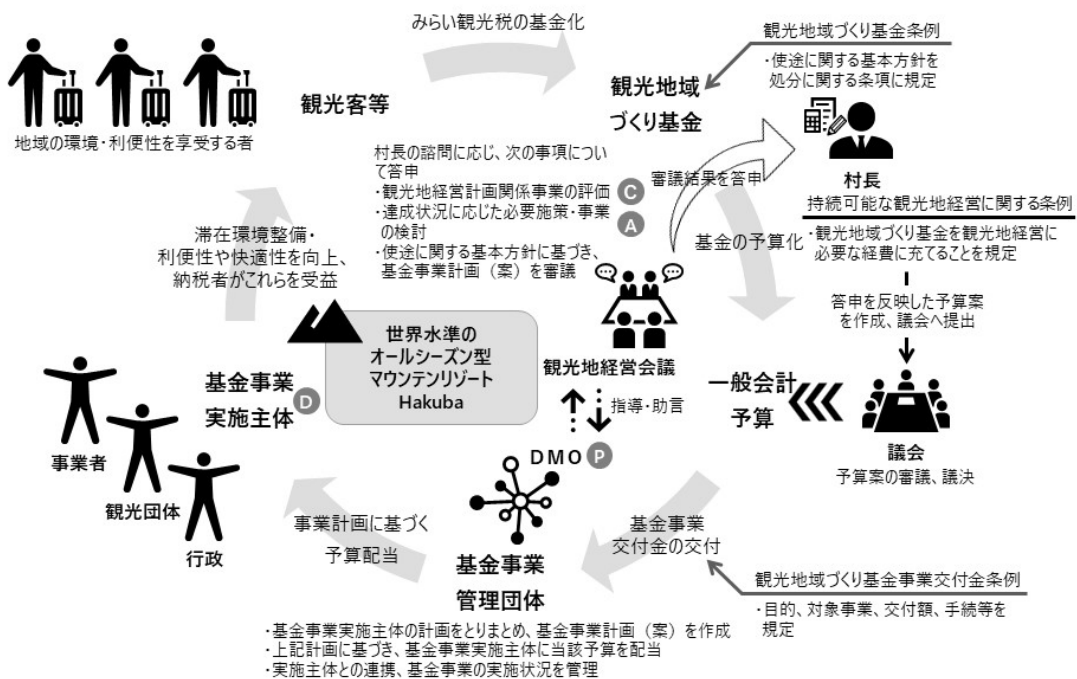
③ 観光地域づくり基金事業交付金の交付

基金事業管理団体(DMO=観光局)に対して基金事業交付金を交付する。管理団体は、基金事業実施団体(事業者・観光団体・行政)の事業計画をとりまとめ、基金事業計画(案)を作成し、予算配当と基金事業実施状況の管理を行う。

④ 基金事業の実施

基金事業実施団体が各々の計画事業を実施し、観光客の満足度を最大化させる。  
(=納税者である観光客等へ利便性・満足度向上という形で還元する)

## 白馬のみらい観光税の運用の仕組み



(2) 白馬村観光振興のための財源確保検討委員会 報告書  
 (令和6年3月 白馬村観光振興のための財源確保検討委員会)

・ 観光振興財源の必要性

自治体の標準的な財政需要は人口を基本に設定されていることから、人口減少局面における自治体運営を考えると、現状の制度では自主財源の増加が見込めない状況である。

住民福祉サービスを維持しながらも観光振興策に取り組む必要がある中で、新たな観光振興財源を確保することが肝要である。

・ 白馬村で考えられる観光振興財源

数ある候補財源の中で、宿泊税が最も有力な候補財源である。

一方で日帰り客も存在するため、統計データ等により環境負荷が大きい客層等に対する手立ても検討が必要。(例:リフト税、駐車場収入、協力金制度等も含めた財源ミックス)

リフト税については、3市村で取り組んでいることもあるため、調整が必要となる。

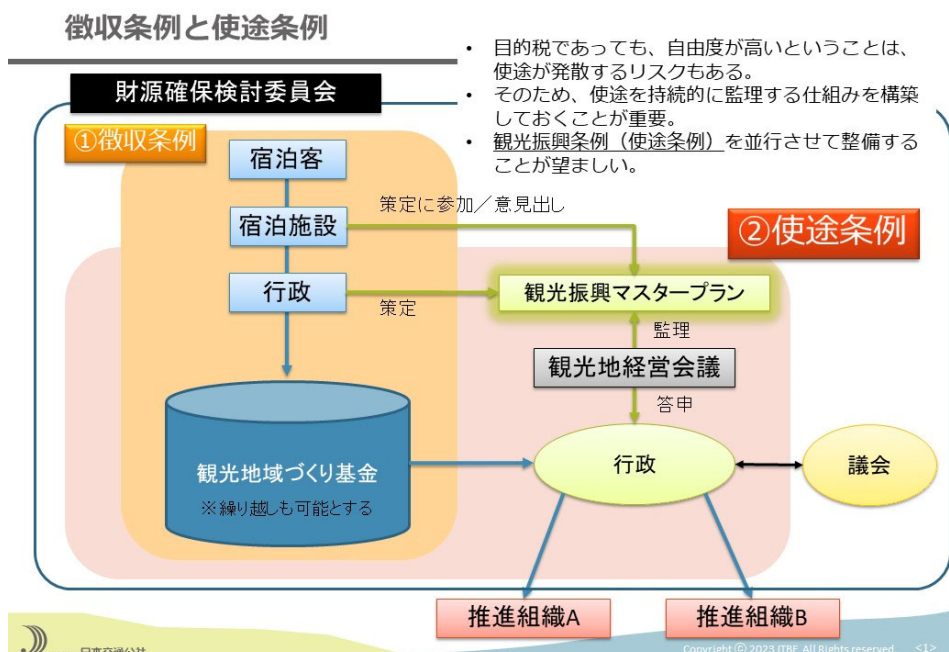
・ 長野県の観光振興財源の検討を踏まえた対応

長野県において、新たな観光振興財源として「宿泊行為に対する課税」が有力な財源として検討されていることから、長野県の動きに合わせて対応を判断する必要があるため、その他の候補財源と切り分けて検討する。

・ 観光振興条例(用途条例)の整備

宿泊税を徴収する場合、特別徴収義務者となる宿泊事業者の理解と協力が必要であり、徴収した税が効果的に活用されることの納得感と合意形成を図る視点や仕組みづくりも重要となる。

戦略性の高い分野に税収が使われ、白馬村の持続的な成長につなげるためにも、用途条例((仮称)観光振興条例)を制定することが望ましい。



・ 入湯税の取り扱い

白馬村の入湯税は、宿泊 150 円／泊、日帰り 50 円／日であり、令和4年度の決算額は 43,423 千円であり、環境衛生施設、消防施設及び観光施設の整備費、観光振興費に充当している。

宿泊税を徴収する場合でも、有料で温泉に入浴させた場合は、制度的に入湯税を徴収することとなっているが、税率(税額)は市町村で決定するものであるため、入湯税のあり方についても検討を行う。

・ 宿泊税の制度設計

徴収条例の項目	制度設計イメージ	備考
1.納税義務者 (担税者)	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所及び住宅宿泊事業法に規定する民泊施設の宿泊者	・県と同じ
2.徴収方法	・特別徴収	・県と同じ
3.特別徴収義務者	・宿泊事業者等	・県と同じ
4.税率 (※県税との配分)	①定額制又は定率制(※基本的に長野県に準じる) ②県税との配分割合は、【県税 25:村税 75】の割合とし、長野県との調整事項とする	
5.免税点	・県に準じる	
6.課税免除	・学校教育法による学習旅行の範囲 ・村独自の政策的受入旅行の取扱いは再検討	
7.課税期間 (見直し期間)	・5年ごと(ただし、社会情勢や環境変化等緊急的に対処すべき場合は、見直し期間の前倒しができる設計)	
8.徴収事務交付金 *	・小規模(零細)事業者への優遇の観点から検討を継続 (導入初期は交付金を手厚くすべきか、上限額を設定するかなど)	

\* 宿泊税の賦課徴収の円滑な運営や管理等の観点から、特別徴収義務者が担う徴収事務に対して、納税額に応じた報奨金を支払う仕組みを想定するもの。

・ 宿泊税以外の候補財源の制度設計

財源の区分	委員意見・方向性等
1.リフト利用者課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3 市村(白馬バレー)での調整が必須(単独課税が可能かどうか)</li> <li>・エリアとしてマイナスイメージにつながる可能性がある</li> <li>・税以外の検討でも良いのではないか</li> <li>・宿泊者が二重で納付することへの懸念</li> </ul>



2.村県民税 (家屋敷課税の引上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、納税義務者は増加傾向にあるが、非課税対象者の状況で課税対象者が一定せず、税収の安定性に欠ける</li> <li>・仮に千円を上乗せした場合、R5 ベースで 110 万円程度の増収にしかない</li> </ul>
3.別荘等所有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例は熱海市のみ</li> <li>・家屋敷課税を課税しているため、納税者の理解が重要かつ課題となる(二重課税とにならないことへの理解)</li> <li>・家屋敷課税の非課税扱いとの整合性が必要</li> <li>・税率設定の根拠(面積当たりの単価設定根拠)基準が必要</li> <li>・コンドミニアムの区分所有への課税も検討すべき</li> <li>・個人所有以外の法人施設に担税者が拡大する利点はある</li> </ul>
4.登山協力金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の補足やゲート設備が存在しないなど技術的問題がある</li> </ul>
5.ふるさと納税 (寄附)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収に強制力はないが、財源の一定の上積み要素にはなり得る</li> <li>・自治体の返礼品競争や災害寄附等の増加といった増減リスクがある(あくまで任意の寄附によるもの)</li> </ul>
6.その他	<p>①駐車行為への課税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県太宰府市で先行事例あり(有料駐車場利用に対して課税)</li> <li>・課税に伴う路上駐車や商業施設への駐車対応が必要となる</li> </ul> <p>②観光事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本には先例なし。索道事業者は多様な負担金を毎年徴収されている中で、観光事業者が負担する財源として、フェアな徴収制度の仕組みを検討すべき</li> </ul>

<参考>

白馬村第5次総合計画  
(2016-2025)



白馬村観光地経営計画  
(2016-2025)



白馬のみらい観光税の使途に関する基本  
方針及び使途審議組織についての提言  
(2024.1 観光地経営会議)



白馬村観光振興のための  
財源確保検討委員会 報告書  
(2024.3 財源確保検討委員会)

